

自動車の保管場所証明事務等取扱要綱の制定について（例規）

最終改正 平成13.10.10 例規情・免許第59号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

この度、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第73号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第264号）の施行等により、京都市及び長岡京市が軽自動車の保管場所届出適用地域となったこと等に伴い、自動車の保管場所証明事務等取扱要綱を下記のように制定し、平成8年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 自動車保管場所証明事務の取扱いについて（昭和51.10.20：1京規制第447号）の例規通達
- 2 自動車保管場所証明事務等の取扱いについて（平成3.6.27：3京駐対第187号）の一般通達

記

自動車の保管場所証明事務等取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所の証明、保管場所の届出の受理、保管場所標章の交付等の事務（以下「保管場所証明事務等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 京都府警察情報管理システムの運用

保管場所証明事務等は、京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成13年京都府警察本部訓令第35号）に規定する京都府警察情報管理システムを運用して行うものとし、その要領は、別に定める。

第3 保管場所の要件

- 1 令第1条第1号の「2キロメートル」とは、保管場所と当該自動車の使用の本拠の位置を直線で測る距離についていう。
- 2 令第1条第2号の「当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から」とは、自動車の保管場所の証明の申請又は保管場所の届出（以下「保管場所証明申請等」という。）に係る自動車の保管場所が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定による通行の禁止の規制が行われていたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）による自動車の通行の制限に抵触する場合等、法令の規定により通行することができないこととされている道路以外の道路と接続していることをいい、「道路から当該自動車を支障なく出入させ」とは、道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入させることができることをいう。
- 3 令第1条第3号の「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地又は建物につき、当該保管場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権

利を有することをいう。

第4 保管場所証明申請等に係る添付書面

1 使用権原書

規則第1条第2項第1号に規定する保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（以下「使用権原書」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

区 分	使 用 権 原 書
自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合	保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1）
他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合	・ 駐車場賃貸借契約書の写し又は駐車場料金の領収書その他駐車場の賃貸借を疎明する書面 ・ 土地又は建物の管理者が作成する保管場所使用承諾証明書（別記様式第2） ・ 都市基盤整備公団等の公法人が発行する確認証明書
他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合	共有者が作成する保管場所使用承諾証明書
官公署の保有する土地又は建物を保管場所として使用する場合	官公署の管理責任者が作成する保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

2 所在図及び配置図

規則第1条第2項第2号に規定する保管場所の所在図及び同項第3号に規定する配置図は、保管場所の所在図・配置図（別記様式第3）のとおりとし、次により取り扱うこと。

- (1) 所在図が手書きの場合は、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記させること。
- (2) 所在図は、保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば、市販等の地図の写しでも足りることとする。この場合において、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記させるほか、距離が確認しやすいように自動車の使用の本拠の位置を中心とした半径2キロメートルの円を図示させること。
- (3) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合には、配置図に保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示しているものであれば、所在図を別に作成する必要はないものとする。

3 複数の自動車に係る保管場所証明申請等に係る添付書面

同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする保管場所証明申請等が同時に行われた場合は、前記第4の1及び2の書面は、それぞれ1通で足りるものとする。

第5 証明申請に対する措置

署長は、法第4条第1項の書面の交付の申請（以下「証明申請」という。）がなされた場合は、次により措置すること。

1 証明申請書面の受理等

(1) 証明申請書面の確認等

自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「申請書・証明書」という。）2通、保管場所標章交付申請書・保管場所標章番号通知書（規

別記様式第3号。以下「申請書・通知書」という。)2通及び規則第1条第2項に規定する書面各1通(以下「証明申請書面」という。)が提出されていることを確認の上、次の事項について審査すること。

なお、申請書・証明書及び申請書・通知書は、申請書・証明書2通、申請書・通知書2通の順で4枚複写とし、申請書・通知書の申請日欄については、申請書・証明書(1枚目)を自動車保管場所証明書として交付する日に、その日を申請日として記載させること。

ア 証明申請が当該証明申請に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされているものであること。

イ 申請書・証明書及び申請書・通知書の車台番号欄に車台番号が正確に記載されているものであること。ただし、証明申請時に車台番号が確定していないものについては、車台番号の記載がなくても有効なものとして取り扱うこと。

ウ 証明申請に係る保管場所が、令第1条各号に規定する保管場所の要件に適合しているものであること。

エ 保管場所の使用権原については、当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。この場合において、他人の土地又は建物を保管場所として使用するときは、当該保管場所の使用期間が、証明申請の日から起算して1箇月以上のものであること。

(2) 証明申請書面の訂正等

前記第5の1の(1)の審査を行った結果、文字等の訂正等補正の必要があるときは、証明事務等に関する訓令の運用について(昭和45.3.25:5京務第239号)の例規通達第1の2の(1)のウに規定するところにより加除訂正させること。この場合において、加除訂正箇所の訂正印等については、次の要領により措置すること。

ア 申請者本人による補正は、加除訂正箇所に訂正印を押印させるか直近上部に署名させるかいずれかの方法によること。

イ 申請者本人以外の者に加除訂正は行わせないこと。ただし、資格を有する代理人が事務の委任を証する有効な書面を提出した場合には、当該代理人による加除訂正及び代理人の訂正印の押印を有効なものとして取り扱うこと。

ウ 使用承諾証明書等申請者以外の者が作成した書面の訂正は作成者に行わせること。

エ 自動車保管場所証明書及び保管場所標章番号通知書を交付した後の訂正は行わせないこと。

(3) 証明申請書面の受理

前記第5の1の(1)の審査を行った結果、補正の必要がないときは、次のとおり措置すること。

ア 申請書・証明書(2枚目)については、收受印(京都府警察文書規程(平成13年京都府警察本部訓令第29号)別表第6に定めるものをいう。以下同じ。)を押印して受理し、保管場所証明等処理簿(別記様式第4)に所要事項を記載すること。この場合において、收受番号は、保管場所証明等処理簿の受理番号とすること。

イ 申請書・通知書(2枚目)については、第5の1の(1)の後段の規定により、自動車保管場所証明書を交付する日に收受印を押印して受理すること。この場合において、收受番号は自動車保管場所証明等処理簿の受理番号とすること。

(4) 手数料の徴収

京都府警察手数料徴収条例(平成12年京都府条例第16号。以下「条例」という。)第

2条第2項に規定する自動車保管場所証明手数料及び保管場所標章交付手数料は、証明申請及び保管場所標章の交付の申請の際に、申請書・証明書（2枚目）及び申請書・通知書（2枚目）の収入証紙はり付け欄にそれぞれの手数料相当額の京都府収入証紙をはり付けさせ、原則として申請者に消印をさせることにより徴収すること。

(5) 自動車保管場所証明書等の交付予定日の告知

証明申請を受理した場合は、受理した日から7日以内の日を自動車保管場所証明書の交付予定日として指定し、これを申請者に告知すること。

2 現地調査

(1) 現地調査の委託

証明申請に係る自動車の保管場所に対する現地調査（以下「現地調査」という。）は、警察本部長が委託契約をしたものの職員（以下「調査員」という。）に行わせること。ただし、署長は、必要があると認めるときは、現地調査を警察官に行わせることができる。

(2) 調査員に対する指揮

署長は、現地調査が迅速、的確かつ厳正公平に行われるよう平素から現地調査の処理要領等について指導教養を徹底しておくほか、必要に応じ、現地調査の処理状況について報告を求めるなど、調査員を指揮すること。

(3) 現地調査の下命

署長は、証明申請書面を受理した場合は、当該証明申請書面及び自動車保管場所現地調査結果報告書（別記様式第5。以下「現地調査結果報告書」という。）を調査員（特に必要がある場合は警察官。以下同じ。）に交付し、現地調査を下命すること。

(4) 現地調査の実施

現地調査は、証明申請書面に記載されている事項の確認及び令第1条各号に規定する保管場所の要件を確認することにより実施させること。

(5) 現地調査に際しての留意事項

署長は、調査員に現地調査を実施させるに当たって、次の事項に留意させること。

ア 現地調査のため、他人の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、当該他人の土地、建物等の管理責任者等に身分及び現地調査の目的を明らかにし、その承諾を受けて立ち入り、原則として申請者又は保管場所としての使用を承諾した者の立会いを得ること。

イ 現地調査に関して知り得た他人の秘密は、漏らさないこと。

(6) 現地調査の結果の報告

現地調査の結果については、現地調査を下命した日から原則として3日以内に、現地調査結果報告書に、前記第5の2の(3)により交付された証明申請書面を添付して報告させること。

(7) 再調査

現地調査の不徹底等により再調査の必要があるものについては、調査員に再調査を下命すること。

3 自動車保管場所証明書等の作成等

(1) 自動車保管場所証明書等の作成等

ア 保管場所が確保されていると認めた場合は、申請書・証明書2通に証明書番号、証明年月日及び署長名を記載すること。この場合において、自動車保管場所証明書の番号欄には保管場所証明等処理簿の受理番号を、証明年月日欄には決裁を受けた年月日

をそれぞれ記載すること。

イ 申請書・証明書の1枚目に署長公印を押印し、自動車保管場所証明書として交付すること。この場合において、訂正印又は訂正署名があるときは、訂正印又は訂正署名を重ねて署長公印を押印すること。

(2) 保管場所標章番号通知書の作成等

ア 自動車保管場所証明書の作成に併せて、申請書・通知書2通に通知書番号、保管場所標章番号、交付年月日及び署長名を記載すること。この場合において、自動車保管場所証明書の番号欄には保管場所証明等処理簿の受理番号を、交付年月日欄には保管場所標章を交付する日をそれぞれ記載すること。

イ 申請書・通知書1枚目に署長公印を押印し、保管場所標章番号通知書として保管場所標章と共に交付すること。この場合において、訂正印又は訂正署名があるときは、訂正印又は訂正署名を重ねて署長公印を押印すること。

(3) 保管場所標章の作成

保管場所標章は、京都府警察情報管理システムの端末装置に接続された保管場所標章印字機により作成すること。

(4) 車台番号の確認

申請書・証明書及び申請書・通知書の車台番号欄が未記載となっているものについては、申請者に車台番号を記載させた上、自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書及び保管場所標章（以下「自動車保管場所証明書等」という。）を交付することとし、車台番号が確定していないものについては、これらを交付しないこと。

(5) 即日交付する場合の措置

申請書・証明書及び申請書・通知書を受理した日に自動車保管場所証明書等を交付した場合は、保管場所証明等処理簿に記載するとともに、即日交付処理簿（別記様式第6）にもその内容を記載すること。この場合において、即日交付処理簿に記載する受理番号は、保管場所証明等処理簿に記載する受理番号と同一のものとする。

(6) 受領印又は署名の徴収

自動車保管場所証明書等を交付する場合は、保管場所証明等処理簿の受領印又は署名欄に申請者等の受領印又は署名を徴すること。ただし、即日交付する場合の受領印又は署名は、即日交付処理簿の受領印又は署名欄に徴すること。

4 自動車保管場所証明を行わない場合の措置

現地調査等の結果、保管場所が確保されていると認めることができない場合は、次により措置すること。

(1) 保管場所が確保されていると認めることができない理由を現地調査結果報告書の不可処分理由欄に記載するとともに、関係書類を添付してその経過を明らかにしておくこと。

(2) 自動車保管場所証明書の右上部に「不可」と朱書した上、所要事項を記載した証明拒否通知書（別記様式第7）と共に申請者に交付すること。

(3) 申請者から証明申請書面の返還を求められた場合は、使用権原書のみ返還すること。

第6 届出に対する措置

署長は、法第5条、第7条第1項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第3項及び附則第7項の規定による自動車の保管場所の届出（以下「届出」という。）がなされた場合は、次により措置すること。

1 届出の受理

(1) 届出書面の確認等

自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号）1通、申請書・通知書2通及び規則第1条第2項に規定する添付書面各1通（以下「届出書面」という。）が提出されていることを確認の上、前記第5の1の(1)のアからエまでの事項について審査すること。

なお、自動車保管場所届出書1通及び申請書・通知書2通は、3枚複写とする。

(2) 届出書面の補正

届出書面の補正の必要があるときは、第5の1の(2)に規定するところに準じて措置すること。

(3) 届出書面の受理

前記第6の1の(1)に定めるところにより、届出書面の審査を行った結果、補正の必要がないものについては、自動車保管場所届出書及び申請書・通知書（2枚目）に收受印を押印して受理し、即日交付処理簿に所要事項を記載すること。この場合において、收受番号は、即日交付処理簿の受理番号とすること。

2 手数料の徴収

条例第2条第2号に規定する保管場所標章交付手数料は、保管場所標章の交付の申請の際、申請書・通知書（2枚目）の収入証紙はり付け欄に手数料相当額の京都府収入証紙をはり付けさせ、原則として申請者に消印をさせることにより徴収すること。

3 保管場所標章番号通知書等の作成等

申請書・通知書2通の通知番号欄に即日交付処理簿の受理番号を通知番号として記載の上、前記第5の3の(2)及び(3)に規定するところに準じて保管場所標章番号通知書及び保管場所標章を作成し、届出者に交付すること。この場合において、即日交付処理簿の受領印又は署名欄に届出者の受領印又は署名を徴すること。

4 郵送による届出の受理

届出者が郵送による届出を希望する場合は、届出書面（申請書・通知書を除く。以下この4において同じ。）並びに届出者の住所及び氏名を記入した返信用葉書を同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送により提出することができる旨を教示し、郵送による届出がなされたときは、次により措置すること。

(1) 届出書面が提出されていることを確認の上、前記第5の1の(1)のアからエまでの事項を審査し、内容に誤り又は不備がない場合はこれを受理し、届出書面に誤り又は不備がある場合は不受理として取り扱い、自動車保管場所届出書に收受印を押印の上、保管場所証明等処理簿の受理番号を記載するとともに、即日交付処理簿に所要事項を記載すること。

なお、届出者が誤って申請書・通知書を郵送により提出したときは、届出については有効なものとして受理し、申請書・通知書については届出者の来署時に返還の上、再提出させること。

(2) 届出に係る保管場所標章の交付手続のため来署を求める旨（不受理とした届出については、その理由及び訂正のために届出者に来署を求める旨）を返信用葉書に記載して、届出者に返送すること。

(3) 届出者が来署した場合は、前記第6の4の(2)の葉書、運転免許証等により届出者であることを確認の上、申請書・通知書を提出させ、前記第6の2及び3に準じて手数料を徴収するとともに、保管場所標章及び保管場所標章番号通知書を交付すること。

(4) 郵送による届出に関する措置状況は、即日交付処理簿の備考欄に記載しておくこと。

第7 保管場所標章の再交付申請に対する措置

署長は、法第6条第3項の規定による保管場所標章の再交付の申請（以下「標章再交付申請」という。）がなされた場合は、次により措置し、原則として受理した日に交付すること。

1 標章再交付申請の受理

(1) 標章再交付申請書面の確認

標章再交付申請がなされた場合は、申請書・通知書2通が提出されていること及びその内容が先に交付した保管場所標章番号通知書の内容と同様であることを確認すること。

なお、保管場所標章再交付申請書2通は、複写とする。

(2) 標章再交付申請の補正

申請書・通知書の補正の必要がある場合は、前記第5の1の(2)に準じて措置すること。

(3) 標章再交付申請の受理

申請書・通知書の審査を行った結果、補正の必要がないものについては、申請書・通知書（2枚目）に收受印を押印して受理し、即日交付処理簿に所要事項を記載すること。この場合において、收受番号は、即日交付処理簿の受理番号とすること。

2 手数料の徴収

保管場所標章交付手数料の徴収については、前記第6の2に準じて措置すること。

3 保管場所標章番号通知書等の作成等

保管場所標章番号通知書及び保管場所標章の作成については、前記第6の3に準じて措置すること。

第8 報告又は資料の提出要求

署長は、法第12条の規定により報告又は資料の提出要求を行う場合は、次により措置すること。

1 保有者等に求める書面

証明申請又は届出の内容に不正が認められる場合は、申請者若しくは届出者又は保管場所を管理する者（以下「申請者等」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書面の提出を求めた上、事実関係を明らかにすること。

区 分	書 面 の 種 類
申請者又は届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認する必要がある場合	・住民票の写し ・印鑑証明書 ・電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
保管場所として使用する権原を有するかどうかを確認する必要がある場合	・土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄本又はその写し ・土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

2 該当事案があった場合等の措置

(1) 報告又は資料の提出要求を行う必要のある事案を認知した場合は、報告又は資料提出要求事案発生報告書（別記様式第8）により、速やかに警察本部長に報告（駐車対策課長経由。以下同じ。）するとともに、報告・資料提出要求書（別記様式第9）に報告・資料提出回答書（別記様式第10）を添付し、申請者等に報告又は資料の提出を求めること。この場合において、申請者等が報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、罰則の適用があることを教示すること。

(2) 申請者等から報告・資料提出回答書により報告又は資料の提出がなされた場合は、回答の内容について、現地調査等の方法により確認するとともに、当該書面の写しを報告又は資料提出要求結果報告書（別記様式第11。以下「結果報告書」という。）に添付し、警察本部長に報告すること。

(3) 報告若しくは資料の提出がなされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料提出がなされた場合は、その旨を結果報告書により警察本部長に報告するとともに、所要の捜査を行うこと。

3 留意事項

報告又は資料の提出要求に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 法の施行に必要な限度を超えて、駐車場の管理者に対し定期的に一定の報告又は資料の提出を求めるなどの負担を課さないこと。

(2) 保管場所の管理者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるのは、保管場所の管理者が車庫飛ばしに積極的に協力するなど法の目的にかんがみ、不相当な行為を行っているおそれがあると認められる場合に限られること。

第9 保管場所標章の台紙の管理

保管場所標章の台紙は、交通課長（交通課長を置かない警察署にあっては、地域交通課長）が鍵のかかるロッカー等に入れて確実に保管すること。

第10 報告

署長は、保管場所証明事務等に関し、証明申請又は届出に係る犯罪その他特異な事案を認知したときは、その都度、その内容を文書により警察本部長に報告すること。

第11 証明事務等に関する訓令の運用について（昭和45.3.25：5京務第239号）の例規通達の一部改正

第1の2の(7)を次のように改める

(7) 自動車保管場所証明

自動車保管場所証明は、自動車の保管場所証明事務等取扱要綱の制定について（平成8.3.29：8京駐対第204号）の例規通達に基づき、警察署の交通課（係）において処理するものとする。